

## 取引先の皆様へ

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご高承のとおり、2019年10月1日に消費税率が現在の8%から10%へ引き上げの予定となっており、それに伴いまして請求に関する取り扱いを下記の通りとさせていただきますので、該当する契約の注文日・引渡し完了日をご確認の上、ご請求下さいます様、お願い致します。

### 1. 2019年9月までに引渡しが完了する場合

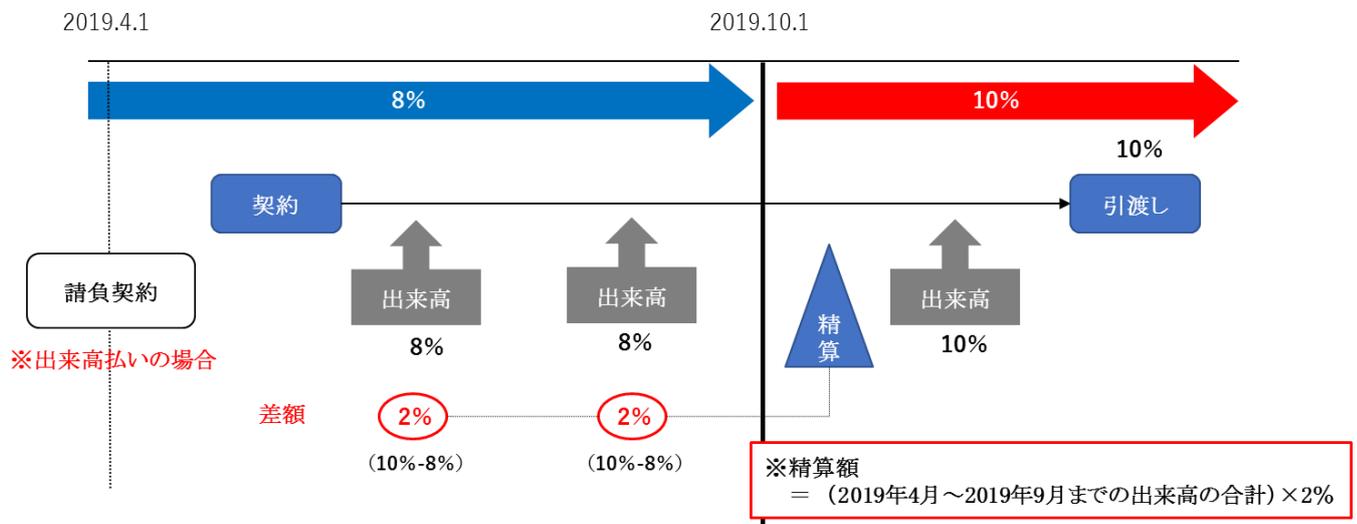
消費税は、全て8%の税額でご請求ください。

### 2. 2019年10月以降に引渡しが完了（注文日付2019年4月1日以降）

#### (1) 2019年9月迄、および10月以降のいずれにも出来高が発生する場合

①2019年9月分までの出来高は8%、10月分以降は10%の税額でご請求下さい。

②2019年9月分までとしてお支払いする出来高の8%の税額と、10%の税額の差額2%分は、9月出来高分の支払時(11月5日)に精算致します。



(2) 2019年10月以降のみに出来高が発生する場合

消費税は全て10%の税額でご請求下さい。

(3) 2019年10月以降に引渡し完了（注文日付2019年3月31日以前）

「経過措置」の対象です。全て8%の税額でご請求ください。

ご不明の点は、ベステラ(株) 企画部（03-6240-3313）へお問い合わせ下さい。

以 上